

江東区地域公共交通計画の策定について

1 趣旨

区内公共交通の軸となる地下鉄 8 号線延伸をはじめ、都心部・臨海地域地下鉄及び羽田空港アクセス線（仮称）の整備など、基幹交通の充実に向けた取組が進んでいる。また、区独自に実施しているコミュニティバスのほか、新たな交通システムや自動運転技術、舟運の活用、L R T 構想（亀戸～新木場間）などについても位置づけを整理する必要がある。

さらに、誰もが安全かつ快適に移動できる都市交通の実現を目指すうえで、ラストワンマイルを担う交通手段の確保など、交通弱者をはじめとする多様な交通需要に対応していくことが不可欠である。

これらを踏まえ、区全域を対象とした移動手段に関するマスタープランである江東区地域公共交通計画を策定する。

2 計画の概要

（1）策定目的

区内の公共交通に関する現状と課題を踏まえつつ、多様な輸送資源について活用を検討し、本区における望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする。

（2）策定方法

策定にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）に基づき法定協議会を設置し、学識経験者、公共交通事業者、地域の多様な主体等と協議を図りながら計画を策定する。

（3）構成イメージ

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ・ 計画期間、計画の区域、計画の目標
- ・ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- ・ 計画の達成状況の評価方法

3 法定協議会

令和 7 年度に法定協議会を設置し、計画策定に向けた協議を行う。

構成員		
・ 江東区	・ 公共交通事業者等	・ 道路管理者
・ 港湾管理者	・ 公安委員会	・ 利用者
・ 学識経験者	・ その他関係機関	

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月 法定協議会の設置

令和8年 1月 法定協議会

8月 法定協議会

10月 計画（素案）の取りまとめ、パブリックコメントの実施

令和9年 1月 法定協議会

3月 計画（案）の取りまとめ、計画策定